

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

延長整理簿	検算
※	※

税務署印  
税受付

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒  
届出者住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の4第1項(昭和50年改正前)の規定による贈与税の納期限の延長を引き続いて受  
けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和____年____月____日
---------------	-------------------

農地等の贈与をした者	住所	氏名	(____年____月____日生)
------------	----	----	--------------------

- (1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 ..... \_\_\_\_\_円
- (2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の特例を受けた贈与税額 ..... \_\_\_\_\_円
- (3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡をしたために、既に納期限が確定し納付した贈与税額 ..... \_\_\_\_\_円
- (4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を受けている贈与税額 ..... \_\_\_\_\_円

- (注) 1 この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書、及びこの届出書を提出する年前3年間に農地等の異動があった場合には、その明細書などを添付する必要があります。
- 2 この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(一般的には3月15日)の翌日から、毎3年を経過するごとの日(一般的には毎3年目の3月15日)までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。

関与税理士	電話番号
-------	------

印欄は記入しないでください。

## 贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

### 使用目的

この届出書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の特例を受けている者が、当該贈与税の申告書の提出期限から毎3年を経過するごとの日までに、同条第1項の規定の適用を引き続いて受けたい旨の届出をする際に使用するものである。